

秋田県告示第445号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり法務省秋田地方務局長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成29年10月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項による地図作成のための基準点設置）
- 2 作業期間 平成29年10月10日から平成30年1月31日まで
- 3 作業地域 秋田市土崎港中央六丁目並びに同市将軍野南一丁目及び二丁目